

## 平成27年度 第2回 本明川学識者懇談会

開催日 : 平成28年2月9日 (火)

開催時間 : 10:00~

開催場所 : 長崎県 県央振興局  
研修棟会議室

### 次 第

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 事
  - 1) 本明川水系河川整備計画 (変更案) について  
住民、学識者への意見聴取結果
  - 2) 本明川水系河川整備計画の点検について (事業評価)
    - ・ 本明川直轄河川改修事業
    - ・ 本明川ダム建設事業
    - ・ 本明川総合水系環境整備事業
4. その他 (今後の予定)
5. 閉 会

## 本明川学識者懇談会 委員名簿

氏名	分野	所属等
古賀 力	歴史・文化	諫早市文化財保護審議会 会長
佐藤 快信	経済・地域づくり	長崎ウエスレヤン大学 学長
◎ 多田 彰秀	河川工学	長崎大学大学院 工学研究科 教授
深川 元太郎	【生態系】魚類	環境省希少野生動植物保存推進委員
松尾 公則	【生態系】両生類・は虫類・ほ乳類	長崎女子短期大学 非常勤講師
宮崎 正隆	【生態系】植物	諫早自然保護協会 会長
森田 幸義	農業(水利)	諫早田井原土地改良管理組合 組合長

(敬称略 五十音順)

◎:委員長

# 本明川学識者懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は、「本明川学識者懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、本明川水系河川整備計画(国管理区間)(以下、「整備計画」という。)策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して意見を述べることを目的とする。

また、整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 懇談会は、九州地方整備局長が設置する。

2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから、九州地方整備局長が委嘱する。

3 懇談会の委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。

4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

(懇談会の成立)

第4条 懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。

3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

(公開)

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 事務局は、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

この規約は、平成27年10月 3日より施行する。

この規約は、平成28年 2月 9日に一部改正する。

## 本明川学識者懇談会 設立趣旨

平成9年の河川法改正に伴い、河川管理者は、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」を定めることとなり、本明川水系においては、平成12年12月19日に「本明川水系河川整備基本方針」が策定されました。

これを踏まえ、基本方針に沿って今後概ね30年間の具体的な河川整備の目標や内容を示す「本明川水系河川整備計画」を平成17年3月31日に策定し、今日まで治水・利水・環境に関する河川整備と維持管理を実施して参りました。

このような中、本明川水系河川整備計画策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して、河川管理者に対し意見を頂く場として「本明川学識者懇談会」を設置するものです。

(懇談会の目的)

1. 整備計画内容の点検に対して意見を伺う。
  - ・流域の社会情勢の変化、地域の意向
  - ・事業の進捗状況及び見通し
  - ・河川整備に関する新たな視点など
2. 河川整備計画変更の必要性が生じた場合に変更原案に対して意見を伺う。
3. 整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行う。

(参考) 河川整備計画

河川法第16条の2第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

河川法第16条の2第7項

第三項から前項迄の規定は、河川整備計画の変更について準用する。